

岐阜県公報

目次

告示

| | | |
|---|-----------|-----|
| 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し 介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等 の指定 | (税務課) | 四八七 |
| 指定介護機関の廃止の届出 | (地域福祉国保課) | 四八七 |
| 解除予定保安林とする旨の通知 | (同) | 四八九 |
| | (治山課) | 四八九 |

公示

| | | |
|-------------------|---------|----|
| 市営土地改良事業の換地処分 | (農地整備課) | 四九 |
| 木曾川地域森林計画の変更案の縦覧 | (林政課) | 四九 |
| 揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧 | (同) | 四九 |
| 宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧 | (同) | 四九 |
| 長良川地域森林計画の変更案の縦覧 | (同) | 四九 |
| 飛騨川地域森林計画の案の縦覧 | (同) | 四九 |
| 公共測量の実施 | (用地課) | 四九 |
| 羽島都市計画の図書の縦覧 | (都市政策課) | 四九 |
| 岐阜都市計画道路事業の周知 | (街路公園課) | 四九 |
| 運転免許取得者教育機関の認定 | (運転免許課) | 四九 |

告示

第二千二百九十五号

平成二十三年十一月四日

(金曜日)

岐阜県告示第五百四十七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| 名称 | 代表者氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取消年月日 |
|------------|-------|-----------------|------------|
| 有限会社昭石丹羽石油 | 丹羽 勝博 | 岐阜市茜部菱野二丁目三〇 | 平成二三・一〇・一八 |

岐阜県告示第五百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| 居宅介護事業者等の名称 | 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指定居宅介護事業所等の名称 | 指定居宅介護事業所等の所在地 | 指定年月日 |
|--------------------------------|---------------------|------------------|--------------------|-----------------------------|---------|
| 居宅介護事業者等の名称 有限会社ヒューマンリレーション | 可児市広見八七八 | 訪問介護 | ぎふ介護各務原 | 各務原市蘇原青雲町三五一 | 平成三・八・一 |
| 有限会社ヒューマンリレーション | 可児市広見八七八 | 介護予防訪問介護 | ぎふ介護各務原 | 各務原市蘇原青雲町三五一 | 同 |
| アサヒサンクリーン株式会社 | 東京都北区上十条二一五 | 訪問入浴介護介護予防訪問 | アサヒサンクリーン在宅介護センター関 | 関市辻井戸町一〇一 一ブルミエール一〇一 | 同 |
| アサヒサンクリーン株式会社 | 東京都北区上十条二一五 | 入浴介護 | アサヒサンクリーン在宅介護センター関 | 関市辻井戸町一〇一 一ブルミエール一〇一 | 同 |
| 株式会社ファーマシーリンク | 各務原市川島松倉町二三五〇七〇 | 居宅療養管理指導 | しまざと調剤薬局 | 大垣市島里一六二 | 同 |
| 株式会社ファーマシーリンク | 各務原市川島松倉町二三五〇七〇 | 介護予防居宅療養管理指導 | しまざと調剤薬局 | 大垣市島里一六二 | 同 |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台一九 | 通所介護 | ニチイケアセンター中津川 | 中津川市中津川字新田一二七〇一 | 同 |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台一九 | 介護予防通所介護 | ニチイケアセンター中津川 | 中津川市中津川字新田一二七〇一 | 同 |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台一九 | 訪問介護 | ニチイケアセンターみの坂本 | 中津川市千旦林一一八 八四ISHIXビル西棟一F | 同 |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台一九 | 介護予防訪問介護 | ニチイケアセンターみの坂本 | 中津川市千旦林一一八 八四ISHIXビル西棟一F | 同 |
| アースサポート株式会社 | 東京都渋谷区本町一八七 | 訪問入浴介護 | アースサポート各務原 | 各務原市蘇原早苗町八二 | 同 |
| アースサポート株式会社 | 東京都渋谷区本町一八七 | 介護予防訪問入浴介護 | アースサポート各務原 | 各務原市蘇原早苗町八二 | 同 |
| ピノキオ商事株式会社 | 岐阜市向加野二一六五 | 居宅療養管理指導 介護予防 | ピノキオ薬局 池田店 | 揖斐郡池田町池野字深池道上七六 | 平成三・八・一 |
| ピノキオ商事株式会社 | 岐阜市向加野二一六五 | 介護予防 | ピノキオ薬局 池田店 | 揖斐郡池田町池野字深池道上七六 | 同 |

| | | | | | | |
|--------------------|-----------------------|--------------------------|---------------|------|------------------|---|
| ピノキオ商事株式会社 | 五 | 居宅療養管理指導 | ピノキオ薬局 | 池田店 | 池道上七六 | 同 |
| 株式会社イービーエーサ ービス | 愛知県小牧市大字北外 山一八五四 一 | 認知症対応型共同生活介護 | グループホーム の憩 | いわむら | 惠那市岩村町七三〇 | 同 |
| 株式会社イービーエーサ ービス | 愛知県小牧市大字北外 山一八五四 一 | 介護予防 認知症対応型共同 生活介護 | グループホーム の憩 | いわむら | 惠那市岩村町七三〇 | 同 |
| 有限会社トータルケア | 惠那市明智町二一五 一 一 | 居宅介護 支援事業 | ケアマネあじさい | い | 惠那市明智町二一五 一 一 | 同 |

岐阜県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | |
|--------------------------|---------------------------|-------------------------------|--------------------|-----------|
| 居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地 | 居宅介護事業者等の主 サービス の種類 | 指定居宅介護事業所等の名 称 | 指定居宅介護事業所等 の所在地 | 廃止年月日 |
| 株式会社新生メディカル 一四 | 訪問介護 | 株式会社新生メディカル 瑞穂営業所もとすステーション | 本巣市三橋一〇九六 一 一 | 平成二三・七・一 |
| 株式会社新生メディカル 一四 | 介護予防 訪問介護 | 株式会社新生メディカル 瑞穂営業所もとすステーション | 本巣市三橋一〇九六 一 一 | 同 |
| ピノキオ商事株式会社 一 | 居宅療養 管理指導 | ピノキオ薬局 | 池田店 | 平成二三・七・三一 |

岐阜県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその

内容を告示する。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

- 一 解除予定保安林の所在場所
下呂市森字ヲマキナギ一八二〇の二、一八二〇の一四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
下呂市萩原町山之口字カレイ谷一八〇六の三、一八〇六の二四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、郡上市営土地改良事業深戸地区の換地処分を平成二十三年十月五日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

木曾川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）附則第三条第一項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

| 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
|--|-------------------------|
| 岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県東濃農林事務所林業課 岐阜県恵那農林事務所林業課 | 平成二三・一一・四から 同 一二・三まで |

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）附則第三条第一項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので、次のとおり当該地域森林計

画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-----|--|------|-----------------------|
| 縦覧場 | 岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県西濃農林事務所林業課 岐阜県揖斐農林事務所林業課 | 縦覧期間 | 平成二三・一一・四から 一一・三まで |
| 所 | 同 | | |

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）附則第三条第一項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-----|----------------------------|------|-----------------------|
| 縦覧場 | 岐阜県林政部林政課 岐阜県飛騨農林事務所林業課 | 縦覧期間 | 平成二三・一一・四から 一一・三まで |
| 所 | 同 | | |

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）附則第三条第一項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、次のとおり当該地域森林計

画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-----|--|------|-----------------------|
| 縦覧場 | 岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県中濃農林事務所林業課 岐阜県郡上農林事務所林業課 | 縦覧期間 | 平成二三・一一・四から 一一・三まで |
| 所 | 同 | | |

飛騨川地域森林計画の案の縦覧

森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）附則第三条第二項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を樹立したいので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-----|---|------|-----------------------|
| 縦覧場 | 岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課 | 縦覧期間 | 平成二三・一一・四から 一一・三まで |
| 所 | 同 | | |

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所
- 二 作業種類
公共測量（河川計画）
- 三 作業期間
平成二十三年十一月一日から
同 二十四年一月三十一日まで
- 四 作業地域
海津市海津町

羽島都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
羽島都市計画ごみ焼却場
一号 岐阜羽島衛生施設組合ごみ焼却場
 - 二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課
岐阜都市計画道路事業の周知
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計

画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。
平成二十三年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画道路事業
三・三・四一号 長良糸貫線
- 二 施行者の名称
岐阜県
- 三 事務所の所在地
岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部街路公園課
- 四 事業地の所在
取用の部分 岐阜県岐阜市大字正木字古川及び字垣内地内
使用の部分 なし

運転免許取得者教育機関の認定

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により次の者を教育機関に認定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十一月四日

岐阜県公安委員会
委員長 水 谷 邦 照

| | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|------------------------|
| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | (名称) 株式会社 西濃自動車学校 (住所) 海津市平田町今 | (名称) 西濃自動車学校 (所在地) 海津市平田町今尾六〇〇番地 | (区分) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号） | 認定をした年月日 平成二十三年十月七日 |
|-------------------------------|---|---|---|------------------------|

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>(名称) 株式会社 大垣自動車学校 (住所) 大垣市旭町一番地五 (代表者の氏名) 岡田正昭</p> | <p>(名称) 日東興産株式会社 (住所) 本巢市三橋字系貫川通一一〇〇番地 (代表者の氏名) 豊田正彦</p> | <p>(名称) 株式会社 岐阜東自動車学校 (住所) 岐阜市長森本町一丁目一番五号 (代表者の氏名) 村上光彦</p> | <p>尾四三三番地の (代表者の氏名) 高木栄治</p> |
| <p>(名称) 大垣自動車学校 (所在地) 大垣市荒川町字木ノ本三三〇番地</p> | <p>(名称) 北方自動車学校 (所在地) 本巢市三橋字系貫川通一一〇〇番地</p> | <p>(名称) 岐阜東自動車学校 (所在地) 羽島郡岐南町三宅八丁目三一番地</p> | |
| <p>(区分) 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第四条第一号の表三の項及び四の項に掲げる課程 (名称)</p> | <p>(区分) 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第四条第一号の表三の項及び四の項に掲げる課程 (名称) 高齢ドライバー教育コース</p> | <p>(区分) 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第四条第一号の表三の項及び四の項に掲げる課程 (名称) 運転者教育課程</p> | <p>第四条第一号の表三の項及び四の項に掲げる課程 (名称) 七五歳未満の高齢者講習 七五歳以上の高齢者講習</p> |
| | | | |
| | | | |
| <p>(名称) 株式会社 那加自動車教習場 (住所) 各務原市那加西那加町二八番地 (代表者の氏名) 小島陽太郎</p> | <p>(名称) 那加自動車学校 (所在地) 各務原市那加西那加町二八番地</p> | <p>(名称) 株式会社 土岐自動車学校 (住所) 大垣市青野町一九一番地の二 (代表者の氏名) 石田和夫</p> | <p>(名称) 土岐自動車学校 (所在地) 土岐市土岐津町土岐口一三七二番地の二</p> <p>(名称) 大垣南自動車学校 (所在地) 養老郡養老町祖父江六四九番地</p> <p>(区分) 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第四条第一号の表三の項及び四の項に掲げる課程 (名称) 高齢者安全運転講習</p> |

平成二十三年十一月四日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番二号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター